

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱            第1条～第3条（略）            （事前協議）</p> <p>第4条 この要綱に基づき給水を受けようとする申請者は、給水装置承認申請を行う前に、「配水管水圧測定依頼書」（別紙様式1）により配水管水圧測定を<u>千葉県企業局長</u>（以下「局長」という。）に依頼しなければならない。</p> <p>2 局長は配水管水圧を測定し、「配水管水圧測定結果」（別紙様式2）に測定箇所を明示した5,000分の1の配水管網図を添付して回答するものとする。</p> <p>3 申請者は、前項の回答を基に、水理計算を行い、給水装置承認申請前に十分協議を行うものとする。            （解説）（略）</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p>附則            （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。            （旧要綱の廃止）</p> <p>2 「中高層建物への直結給水に係る実施要綱」（平成8年6月1日）は廃止する。</p> <p>附則            （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。            （経過措置）</p> <p>2 この要綱の施行前に改正前の3階直結直圧給水方式に係る実施要綱の規定により調製した用紙は、この要綱の</p>	<p>3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱            第1条～第3条（略）            （事前協議）</p> <p>第4条 この要綱に基づき給水を受けようとする申請者は、給水装置承認申請を行う前に、「配水管水圧測定依頼書」（別紙様式1）により配水管水圧測定を<u>水道局長</u>（以下「局長」という。）に依頼しなければならない。</p> <p>2 局長は配水管水圧を測定し、「配水管水圧測定結果」（別紙様式2）に測定箇所を明示した5,000分の1の配水管網図を添付して回答するものとする。</p> <p>3 申請者は、前項の回答を基に、水理計算を行い、給水装置承認申請前に十分協議を行うものとする。            （解説）（略）</p> <p>第5条～第6条（略）</p> <p>附則            （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。            （旧要綱の廃止）</p> <p>2 「中高層建物への直結給水に係る実施要綱」（平成8年6月1日）は廃止する。</p> <p>附則            （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、平成12年1月1日から施行する。            （経過措置）</p> <p>2 この要綱の施行前に改正前の3階直結直圧給水方式に係る実施要綱の規定により調製した用紙は、この要綱の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用する</p>	<p>(IV-4-2)</p> <p>・組織統合に伴う局長名の変更</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>ことができる。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(IV-4-5)</p> <p>・附則に施行期日を追加</p>





## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>3階直結直圧式給水方式に係る実施要領 (略)</p> <p>直結増圧式給水方式に係る実施要綱 第1条～第3条 (略) (給水管の分岐口径)</p> <p>第4条 口径50mm以下の増圧装置の場合、配水管から分岐する給水管口径は、配水管より小口径とする。</p> <p>2 口径75mmの増圧装置の場合、分岐する配水管の口径は、150mm以上とする。ただし、配水管の水圧等、給水能力に著しく支障を及ぼすおそれがないと判断されたときは、配水管の口径は、100mmとすることが出来る。</p> <p>3 直結増圧式給水方式による給水管分岐の可否は<u>千葉県企業局</u>が決定する。</p> <p>(解説)</p> <p>1 口径50mm以下の増圧装置を設置する場合の配水管から分岐する給水管口径については、一般の給水装置と同様に配水管より小口径とする。</p> <p>2 口径75mmの増圧装置を設置する場合の分岐する配水管の口径については、配水管に与える影響を考慮し、150mm以上とした。 ただし、管網の状況及び管網計算の結果を踏まえて配水圧の低下により、周辺の給水に支障のない配水圧が0.196MPaを確保できると判断される場合は、配水管の口径を100mmとすることができる。</p> <p>3 配水管の水量、水圧不足が生じる恐れのある地域や、増圧装置の設置が複数ある地域で直結増圧式給水方式</p>	<p>3階直結直圧式給水方式に係る実施要領 (略)</p> <p>直結増圧式給水方式に係る実施要綱 第1条～第3条 (略) (給水管の分岐口径)</p> <p>第4条 口径50mm以下の増圧装置の場合、配水管から分岐する給水管口径は、配水管より小口径とする。</p> <p>2 口径75mmの増圧装置の場合、分岐する配水管の口径は、150mm以上とする。ただし、配水管の水圧等、給水能力に著しく支障を及ぼすおそれがないと判断されたときは、配水管の口径は、100mmとすることが出来る。</p> <p>3 直結増圧式給水方式による給水管分岐の可否は<u>水道局</u>が決定する。</p> <p>(解説)</p> <p>1 口径50mm以下の増圧装置を設置する場合の配水管から分岐する給水管口径については、一般の給水装置と同様に配水管より小口径とする。</p> <p>2 口径75mmの増圧装置を設置する場合の分岐する配水管の口径については、配水管に与える影響を考慮し、150mm以上とした。 ただし、管網の状況及び管網計算の結果を踏まえて配水圧の低下により、周辺の給水に支障のない配水圧が0.196MPaを確保できると判断される場合は、配水管の口径を100mmとすることができる。</p> <p>3 配水管の水量、水圧不足が生じる恐れのある地域や、増圧装置の設置が複数ある地域で直結増圧式給水方式</p>	<p>(IV-6-2) ・組織統合に伴う組織名称の変更</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>による給水管分岐をする場合は、最新の管網状況により、管網計算を<u>千葉県企業局</u>で行い、配水管及び周辺家屋に悪影響を与えないことを確認する。</p> <p>第5条 ～ 第15条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>直結増圧式給水方式に係る実施要領 1 ～ 8 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成12年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この要領の施行前に改正前の直結増圧式給水方式に係る実施要領の規定により調製した用紙は、この要領の施工後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>による給水管分岐をする場合は、最新の管網状況により、管網計算を<u>水道局</u>で行い、配水管及び周辺家屋に悪影響を与えないことを確認する。</p> <p>第5条 ～ 第15条 (略)</p> <p>附 則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>直結増圧式給水方式に係る実施要領 1 ～ 8 (略)</p> <p>附 則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この要領は、平成12年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この要領の施行前に改正前の直結増圧式給水方式に係る実施要領の規定により調製した用紙は、この要領の施工後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>(IV-6-3) ・組織統合に伴う組織名称の変更</p> <p>(IV-6-8) ・附則に施行期日を追加</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成20年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(IV-7-4)</p> <p>・附則に施行期日を追加</p>

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																								
<p style="text-align: center;">直結給水用増圧装置設置条件承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県企業局長 様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>水 栓 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>設 置 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>設置者</td><td>住所</td></tr> <tr><td>(所有者)</td><td>氏名</td><td style="text-align: right;">印</td></tr> <tr><td></td><td>電話</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">〔個人が提出する場合は、設置者（所有者）の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>直結増圧式給水方式による給水のために直結給水用増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用者への周知 次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、増圧装置による給水についての苦情を千葉県企業局に一切申し立てません。 ① 増圧装置が停電や故障等により停止した時に、断水となり水の使用が出来なくなること。 ② 増圧装置を設置した場合は、受水槽のような貯留機能がないため、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。</li> <li>2 定期点検について 増圧装置、減圧及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、専門知識を持った関係者により、年1回の定期点検を行います。</li> <li>3 断水時の対応について 計画的な断水及び緊急的な断水における増圧装置の停止、復旧操作等の保守管理は設置者の責任において行います。</li> <li>4 損害の補償について 増圧装置の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、千葉県企業局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。</li> <li>5 既設配管使用の責任について 既設の受水槽以下の装置を使用し、増圧装置を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または使用者等の責任において解決します。</li> <li>6 条例・規定の遵守 上記条項のほか、取扱い上なお必要な事柄については、千葉県水道事業給水条例及び同施行規程を遵守して施行します。</li> <li>7 紛争の解決 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、千葉県企業局に一切迷惑をかけません。</li> </ol>	水 栓 番 号		設 置 場 所		設置者	住所	(所有者)	氏名	印		電話		<p style="text-align: center;">直結給水用増圧装置設置条件承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県水道局長 様</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>水 栓 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>設 置 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>設置者</td><td>住所</td></tr> <tr><td>(所有者)</td><td>氏名</td><td style="text-align: right;">印</td></tr> <tr><td></td><td>電話</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">〔個人が提出する場合は、設置者（所有者）の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>直結増圧式給水方式による給水のために直結給水用増圧装置を設置するにあたり、下記の条件を承諾いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用者への周知 次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、増圧装置による給水についての苦情を水道局に一切申し立てません。 ① 増圧装置が停電や故障等により停止した時に、断水となり水の使用が出来なくなること。 ② 増圧装置を設置した場合は、受水槽のような貯留機能がないため、計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用が出来なくなること。</li> <li>2 定期点検について 増圧装置、減圧及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、専門知識を持った関係者により、年1回の定期点検を行います。</li> <li>3 断水時の対応について 計画的な断水及び緊急的な断水における増圧装置の停止、復旧操作等の保守管理は設置者の責任において行います。</li> <li>4 損害の補償について 増圧装置の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、水道局若しくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。</li> <li>5 既設配管使用の責任について 既設の受水槽以下の装置を使用し、増圧装置を設置した場合は、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）または使用者等の責任において解決します。</li> <li>6 条例・規定の遵守 上記条項のほか、取扱い上なお必要な事柄については、千葉県水道事業給水条例及び同施行規程を遵守して施行します。</li> <li>7 紛争の解決 上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道局に一切迷惑をかけません。</li> </ol>	水 栓 番 号		設 置 場 所		設置者	住所	(所有者)	氏名	印		電話		<p>(IV- 7 - 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う局長名の変更</li> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li> </ul>
水 栓 番 号																										
設 置 場 所																										
設置者	住所																									
(所有者)	氏名	印																								
	電話																									
水 栓 番 号																										
設 置 場 所																										
設置者	住所																									
(所有者)	氏名	印																								
	電話																									
<p>参考資料 (略)</p>	<p>参考資料 (略)</p>																									



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱」            第1条 ～ 第2条 (略)            (設置及び申請)</p> <p>第3条 <u>千葉県企業局長</u> (以下「局長」という。) が必要かつ            適当と認めるときは、受水槽以下装置に乾式接線流            羽根車式量水器 (以下「直読式量水器」という。) を設            置することができる。            ただし、申請者が希望し、局長が必要かつ適当と認            めるときに限り、5階以上の建物で、1棟5戸以上の            集団住宅には記憶装置付湿式接線流羽根車式量水器            (以下「隔測量水器」という。) を設置することができ            るものとする。            2 前項の場合において量水器の設置をしようとするも            のは、局長に申請するものとする。</p> <p>第4条 ～ 第6条 (略)            (施工者)</p> <p>第7条 隔測量水器装置の設置、撤去及び修理については、            必要に応じ<u>千葉県企業局</u>の指導により量水器製造者が            施工することができる。</p> <p>第8条 ～ 第13条 (略)</p> <p>附則            (施行月日)            1 この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。            (廃止)            2 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱 (昭和4            7年7月1日適用。以下「旧要綱」という。) は、廃止す</p>	<p>「受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱」            第1条 ～ 第2条 (略)            (設置及び申請)</p> <p>第3条 <u>千葉県水道局長</u> (以下「局長」という。) が必要か            つ適当と認めるときは、受水槽以下装置に乾式接線流            羽根車式量水器 (以下「直読式量水器」という。) を設            置することができる。            ただし、申請者が希望し、局長が必要かつ適当と認            めるときに限り、5階以上の建物で、1棟5戸以上の            集団住宅には記憶装置付湿式接線流羽根車式量水器            (以下「隔測量水器」という。) を設置することができ            るものとする。            2 前項の場合において量水器の設置をしようとするも            のは、局長に申請するものとする。</p> <p>第4条 ～ 第6条 (略)            (施工者)</p> <p>第7条 隔測量水器装置の設置、撤去及び修理については、            必要に応じ<u>千葉県水道局</u>の指導により量水器製造者が            施工することができる。</p> <p>第8条 ～ 第13条 (略)</p> <p>附則            (施行月日)            1 この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。            (廃止)            2 受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱 (昭和4            7年7月1日適用。以下「旧要綱」という。) は、廃止す</p>	<p>(IV- 8 - 1)            ・組織統合に伴う局長            名の変更</p> <p>(IV- 8 - 2)            ・組織統合に伴う組織            名称の変更</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>る。 (経過措置) 3 この要綱の施行日前に、旧要綱によって施行されたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 ただし、第6条2項の規定は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p>受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目 1 ～ 7 (略)</p> <p>附則 この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。</p> <p>附則</p>	<p>る。 (経過措置) 3 この要綱の施行日前に、旧要綱によって施行されたものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。 ただし、第6条2項の規定は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目 1 ～ 7 (略)</p> <p>附則 この要綱は、昭和54年3月1日から施行する。</p> <p>附則</p>	<p>(IV- 8 - 4) ・附則に施行期日を追加</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>この要綱は、昭和58年3月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行月日)</p> <p>1 この実施細目は、平成12年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この実施細目の施行前に改正前の受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目の規定により調製した用紙は、この実施細目の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附則 この実施細目は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、昭和58年3月28日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、昭和58年11月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、昭和61年9月5日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成6年2月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行月日)</p> <p>1 この実施細目は、平成12年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この実施細目の施行前に改正前の受水槽以下装置に設置する量水器の取扱要綱の実施細目の規定により調製した用紙は、この実施細目の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附則 この実施細目は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(IV-9-3)</p> <p>・附則に施行期日を追加</p>

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																								
<p style="text-align: center;">第1号様式 受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書</p> <p style="text-align: center;">〒 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県企業局長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 〒 申請者 〆りがな 氏名又は名称 電話番号 〇</p> <p style="text-align: center;">〔 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 〕</p> <p>千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により、受水槽以下装置に量水器を設置することに係る受水槽以下装置を次のとおり新設（増設・改造）いたしたく、下記条件を了承のうえ承認申請いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工事場所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>装置所有者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭所有者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指工 定事 給事 水業 装置 署名</td> <td>指定番号 第 号 給主 水任 装技 置術 工者 事名</td> <td>免状番号 第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">条 件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受水槽以下装置に設置する量水器は、局長が認定したものであること。</li> <li>受水槽以下装置の量水器は、申請者の負担で設置するものとし、局長は点検等の必要のため、当該量水器の寄付を受けるものとする。</li> <li>受水槽以下装置が完成した場合は、千葉県水道事業給水条例施行規程第20条に定める部分について、別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づく検査を受けること。</li> <li>受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。なお、受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。</li> <li>受水槽以下装置の所有者又は使用者を変更しようとするときは局長に届け出るとともに、維持管理等について、新所有者又は新使用者が熟知するよう引き継ぐこと。</li> <li>受水槽以下装置の所有権は、受水槽以下装置の維持管理及び千葉県企業局との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、局長に届けなければならない。</li> <li>受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届けなければならない。なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。</li> <li>千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他関係要綱等を遵守すること。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">添付書類</td> <td>名</td> <td>備</td> <td>考</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">廃止前提</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>第 号</td> <td>口</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">納入通知書送付先</td> <td>郵便番号</td> <td>住所</td> <td>氏名又は名称</td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事場所	〒	装置所有者		家庭所有者		指工 定事 給事 水業 装置 署名	指定番号 第 号 給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号	添付書類	名	備	考	廃止前提	有	無	第 号	口	mm			納入通知書送付先	郵便番号	住所	氏名又は名称	電話番号			<p style="text-align: center;">第1号様式 受水槽以下装置新設（増設・改造）承認申請書</p> <p style="text-align: center;">〒 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県水道局長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 〒 申請者 〆りがな 氏名又は名称 電話番号 〇</p> <p style="text-align: center;">〔 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。 〕</p> <p>千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により、受水槽以下装置に量水器を設置することに係る受水槽以下装置を次のとおり新設（増設・改造）いたしたく、下記条件を了承のうえ承認申請いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>工事場所</td> <td>〒</td> </tr> <tr> <td>装置所有者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家庭所有者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指工 定事 給事 水業 装置 署名</td> <td>指定番号 第 号 給主 水任 装技 置術 工者 事名</td> <td>免状番号 第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">条 件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受水槽以下装置に設置する量水器は、局長が認定したものであること。</li> <li>受水槽以下装置の量水器は、申請者の負担で設置するものとし、局長は点検等の必要のため、当該量水器の寄付を受けるものとする。</li> <li>受水槽以下装置が完成した場合は、千葉県水道事業給水条例施行規程第20条に定める部分について、別に定める「給水装置工事検査要綱」に基づく検査を受けること。</li> <li>受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。なお、受水槽以下装置に隔測量水器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。</li> <li>受水槽以下装置の所有者又は使用者を変更しようとするときは局長に届け出るとともに、維持管理等について、新所有者又は新使用者が熟知するよう引き継ぐこと。</li> <li>受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届けなければならない。なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。</li> <li>千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他関係要綱等を遵守すること。</li> </ol> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">添付書類</td> <td>名</td> <td>備</td> <td>考</td> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">廃止前提</td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>第 号</td> <td>口</td> <td>mm</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">納入通知書送付先</td> <td>郵便番号</td> <td>住所</td> <td>氏名又は名称</td> <td>電話番号</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工事場所	〒	装置所有者		家庭所有者		指工 定事 給事 水業 装置 署名	指定番号 第 号 給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号	添付書類	名	備	考	廃止前提	有	無	第 号	口	mm			納入通知書送付先	郵便番号	住所	氏名又は名称	電話番号			<p style="text-align: center;">(IV- 9 - 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織統合に伴う局長名の変更</li> <li>組織統合に伴う組織名称の変更</li> </ul>
工事場所	〒																																																									
装置所有者																																																										
家庭所有者																																																										
指工 定事 給事 水業 装置 署名	指定番号 第 号 給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号																																																								
添付書類	名	備	考	廃止前提	有	無																																																				
	第 号	口	mm																																																							
納入通知書送付先	郵便番号	住所	氏名又は名称	電話番号																																																						
	工事場所	〒																																																								
装置所有者																																																										
家庭所有者																																																										
指工 定事 給事 水業 装置 署名	指定番号 第 号 給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号																																																								
添付書類	名	備	考	廃止前提	有	無																																																				
	第 号	口	mm																																																							
納入通知書送付先	郵便番号	住所	氏名又は名称	電話番号																																																						

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																						
<p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">量水器寄付申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>千葉県企業局長</u> 様</p> <p>住所〒 届出者 ぶりがな 氏 名 電話番号</p> <p>〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>私は、受水槽以下装置に設置する下記の量水器を工事完成後に貴局に寄付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 寄付量水器一覧</p> <table border="1" data-bbox="250 794 734 1066"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>量水器 タイプ</th> <th>数量</th> <th>検定期限</th> <th>量水器番号</th> <th>量水器 製造者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事場所：            市            丁目   番地   号</p> <p>(3) 建物名称：</p> <p>(4) 工事検査年月日：        年   月   日</p>	口径	量水器 タイプ	数量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																													<p>第2号様式</p> <p style="text-align: center;">量水器寄付申込書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>千葉県水道局長</u> 様</p> <p>住所〒 届出者 ぶりがな 氏 名 電話番号</p> <p>〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>私は、受水槽以下装置に設置する下記の量水器を工事完成後に貴局に寄付します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 寄付量水器一覧</p> <table border="1" data-bbox="1160 794 1644 1066"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>量水器 タイプ</th> <th>数量</th> <th>検定期限</th> <th>量水器番号</th> <th>量水器 製造者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事場所：            市            丁目   番地   号</p> <p>(3) 建物名称：</p> <p>(4) 工事検査年月日：        年   月   日</p>	口径	量水器 タイプ	数量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																													<p>(IV-9-5)</p> <p>・組織統合に伴う局長名の変更</p>
口径	量水器 タイプ	数量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																																																		
口径	量水器 タイプ	数量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																																																		

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																																																																										
<p style="text-align: center;">第3号様式 受水槽以下装置新設（増設・改造）変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県企業局長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 〒 申請者 〆りがない 氏名又は名称 〇 電話番号</p> <p style="text-align: center;">〔個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を変更したいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事場所</td> <td colspan="3">〒</td> </tr> <tr> <td>装置所有者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>建物所有者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>指 定 工 事 名</td> <td>指 定 番 号 第 号</td> <td>給 水 任 務 技 術 工 事 名</td> <td>免 状 番 号 第 号</td> </tr> <tr> <td>変更の内容及び理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 5%;">添 付 書 類</td> <td style="width: 15%;">名</td> <td style="width: 15%;">称</td> <td rowspan="4" style="width: 5%;">廃 止 前 提 号</td> <td colspan="3" style="width: 40%;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水 栓 番 号</td> <td>第</td> <td>号</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納入通知書送付先</td> <td>郵便番号</td> <td colspan="2">住所</td> <td>電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">氏名又は名称</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考 設計審査に係る事項に変更があるときは、当該変更に係る給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書を添付すること。</p>	工事場所	〒			装置所有者				建物所有者				指 定 工 事 名	指 定 番 号 第 号	給 水 任 務 技 術 工 事 名	免 状 番 号 第 号	変更の内容及び理由				添 付 書 類	名	称	廃 止 前 提 号	有 ・ 無					水 栓 番 号	第	号	口							無							有	納入通知書送付先		郵便番号	住所		電話					氏名又は名称				<p style="text-align: center;">第3号様式 受水槽以下装置新設（増設・改造）変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">千葉県水道局長 様</p> <p style="text-align: center;">住所 〒 申請者 〆りがない 氏名又は名称 〇 電話番号</p> <p style="text-align: center;">〔個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を変更したいので、次のとおり申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工事場所</td> <td colspan="3">〒</td> </tr> <tr> <td>装置所有者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>建物所有者</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>指 定 工 事 名</td> <td>指 定 番 号 第 号</td> <td>給 水 任 務 技 術 工 事 名</td> <td>免 状 番 号 第 号</td> </tr> <tr> <td>変更の内容及び理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 5%;">添 付 書 類</td> <td style="width: 15%;">名</td> <td style="width: 15%;">称</td> <td rowspan="4" style="width: 5%;">廃 止 前 提 号</td> <td colspan="3" style="width: 40%;">有 ・ 無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水 栓 番 号</td> <td>第</td> <td>号</td> <td>口</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納入通知書送付先</td> <td>郵便番号</td> <td colspan="2">住所</td> <td>電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="2">氏名又は名称</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">備考 設計審査に係る事項に変更があるときは、当該変更に係る給水装置工事（新設・増設・改造）設計・精算書を添付すること。</p>	工事場所	〒			装置所有者				建物所有者				指 定 工 事 名	指 定 番 号 第 号	給 水 任 務 技 術 工 事 名	免 状 番 号 第 号	変更の内容及び理由				添 付 書 類	名	称	廃 止 前 提 号	有 ・ 無					水 栓 番 号	第	号	口							無							有	納入通知書送付先		郵便番号	住所		電話					氏名又は名称				<p style="text-align: center;">(IV- 9 - 6)</p> <p style="text-align: center;">・組織統合に伴う局長 名の変更</p>
工事場所	〒																																																																																																																											
装置所有者																																																																																																																												
建物所有者																																																																																																																												
指 定 工 事 名	指 定 番 号 第 号	給 水 任 務 技 術 工 事 名	免 状 番 号 第 号																																																																																																																									
変更の内容及び理由																																																																																																																												
添 付 書 類	名	称	廃 止 前 提 号	有 ・ 無																																																																																																																								
				水 栓 番 号	第	号	口																																																																																																																					
								無																																																																																																																				
								有																																																																																																																				
納入通知書送付先		郵便番号	住所		電話																																																																																																																							
			氏名又は名称																																																																																																																									
工事場所	〒																																																																																																																											
装置所有者																																																																																																																												
建物所有者																																																																																																																												
指 定 工 事 名	指 定 番 号 第 号	給 水 任 務 技 術 工 事 名	免 状 番 号 第 号																																																																																																																									
変更の内容及び理由																																																																																																																												
添 付 書 類	名	称	廃 止 前 提 号	有 ・ 無																																																																																																																								
				水 栓 番 号	第	号	口																																																																																																																					
								無																																																																																																																				
								有																																																																																																																				
納入通知書送付先		郵便番号	住所		電話																																																																																																																							
			氏名又は名称																																																																																																																									

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																								
<p>第4号様式</p> <p style="text-align: center;">受水槽以下装置工事中止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>千葉県企業局長</u> 様</p> <p>住 所〒 届出者 ふりがな 氏 名 電話番号</p> <p>千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を中止したいので、次のお届けいたします。</p> <table border="1" data-bbox="282 715 759 1018"> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>指工 定事 給事 水業 業者 置名</td> <td>指定番号 第 号</td> <td>給主 水任 装技 置術 工者 事名</td> <td>免状番号 第 号</td> </tr> <tr> <td>中 止 の 理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。</p>	工事場所				指工 定事 給事 水業 業者 置名	指定番号 第 号	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号	中 止 の 理 由				<p>第4号様式</p> <p style="text-align: center;">受水槽以下装置工事中止届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>千葉県水道局長</u> 様</p> <p>住 所〒 届出者 ふりがな 氏 名 電話番号</p> <p>千葉県水道事業給水条例第17条第2項の規定により承認申請した受水槽以下装置工事を中止したいので、次のお届けいたします。</p> <table border="1" data-bbox="1189 715 1666 1018"> <tr> <td>工事場所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>指工 定事 給事 水業 業者 置名</td> <td>指定番号 第 号</td> <td>給主 水任 装技 置術 工者 事名</td> <td>免状番号 第 号</td> </tr> <tr> <td>中 止 の 理 由</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。</p>	工事場所				指工 定事 給事 水業 業者 置名	指定番号 第 号	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号	中 止 の 理 由				<p>(IV-9-7)</p> <p>・組織統合に伴う局長名の変更</p>
工事場所																										
指工 定事 給事 水業 業者 置名	指定番号 第 号	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号																							
中 止 の 理 由																										
工事場所																										
指工 定事 給事 水業 業者 置名	指定番号 第 号	給主 水任 装技 置術 工者 事名	免状番号 第 号																							
中 止 の 理 由																										

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																													
<p>第5号様式</p> <p>量水器寄付申込取消（変更）届</p> <p>千葉県企業局長 様</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 〒 届出者 ふりがな 氏 名 電話番号</p> <p>〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>年 月 日付けで量水器の寄付申込みをしたところですが、下記理由により取消（変更）したいのでお届けします。</p> <p>記</p> <p>(1) 理 由</p> <p>(2) 寄付量水器一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>量水器 タイプ</th> <th>数 量</th> <th>検定期限</th> <th>量水器番号</th> <th>量水器 製造者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 工 事 場 所 : 市 丁目 番地 号</p> <p>(4) 建 物 名 称 :</p>	口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																													<p>第5号様式</p> <p>量水器寄付申込取消（変更）届</p> <p>千葉県水道局長 様</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 〒 届出者 ふりがな 氏 名 電話番号</p> <p>〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> <p>年 月 日付けで量水器の寄付申込みをしたところですが、下記理由により取消（変更）したいのでお届けします。</p> <p>記</p> <p>(1) 理 由</p> <p>(2) 寄付量水器一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>量水器 タイプ</th> <th>数 量</th> <th>検定期限</th> <th>量水器番号</th> <th>量水器 製造者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 工 事 場 所 : 市 丁目 番地 号</p> <p>(4) 建 物 名 称 :</p>	口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																				<p>(IV- 9 - 8)</p> <p>・組織統合に伴う局長名の変更</p>
口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																																																									
口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																																																									



## 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																													
<div style="text-align: center;">第6号様式</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">確 約 書</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="margin-left: 100px;"> <p>千葉県企業局長 様</p> <p>住 所 〒</p> <p>届出者 ふりがな</p> <p>氏 名 ①</p> <p>電話番号</p> <p>〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> </div> <p>年 月 日付けで量水器寄付申込みをした下記の量水器に打刻した量水器番号及び水道マークについて、必ず抹消することを確約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 寄付量水器一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>量水器 タイプ</th> <th>数 量</th> <th>検定期限</th> <th>量水器番号</th> <th>量水器 製造者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																													<div style="text-align: center;">第6号様式</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">確 約 書</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="margin-left: 100px;"> <p>千葉県水道局長 様</p> <p>住 所 〒</p> <p>届出者 ふりがな</p> <p>氏 名 ①</p> <p>電話番号</p> <p>〔個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。〕</p> </div> <p>年 月 日付けで量水器寄付申込みをした下記の量水器に打刻した量水器番号及び県水マークについて、必ず抹消することを確約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 寄付量水器一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>量水器 タイプ</th> <th>数 量</th> <th>検定期限</th> <th>量水器番号</th> <th>量水器 製造者</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																				<p>(IV- 9 - 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う局長名の変更</li>   <li>・千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一</li> </ul>
口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																																																									
口 径	量水器 タイプ	数 量	検定期限	量水器番号	量水器 製造者	備 考																																																																									

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																
<p style="text-align: center;">第7号様式</p> <div style="text-align: center;"> <h3>栓 番 図 表</h3> <p>横廊下式建築物</p> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 栓番は室番号と同順序に決定していくこと。</li> <li>2. 栓番は矢印の方向に決定していくこと。</li> </ol> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>階 段 式</h3> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 縦階段方式または中間に横廊下が有るものについても同じとする。</li> <li>2. 栓番は階段に沿って決定していくこと。</li> </ol> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>A・Bの詳細図</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>室 番 号</td><td>201</td></tr> <tr><td>水 栓 番 号</td><td>階 23458 横 23463</td></tr> <tr><td>使 用 者 名</td><td>山 田 太 郎</td></tr> <tr><td>量 水 器 番 号</td><td>階 4632 横 4637</td></tr> <tr><td>指 針</td><td>1</td></tr> <tr><td>口 径 規 限 満 了</td><td>φ13 年 月 日</td></tr> <tr><td>室 番 号</td><td>101</td></tr> <tr><td>水 栓 番 号</td><td>階 23456 横 23456</td></tr> <tr><td>使 用 者 名</td><td>鈴 木 花 子</td></tr> <tr><td>量 水 器 番 号</td><td>階 4630 横 4630</td></tr> <tr><td>指 針</td><td>2</td></tr> <tr><td>口 径 規 限 満 了</td><td>φ13 年 月 日</td></tr> </table> <p>注</p> <p>できる限り量水器番号も栓番と同じよう取付けること。</p> </div>	室 番 号	201	水 栓 番 号	階 23458 横 23463	使 用 者 名	山 田 太 郎	量 水 器 番 号	階 4632 横 4637	指 針	1	口 径 規 限 満 了	φ13 年 月 日	室 番 号	101	水 栓 番 号	階 23456 横 23456	使 用 者 名	鈴 木 花 子	量 水 器 番 号	階 4630 横 4630	指 針	2	口 径 規 限 満 了	φ13 年 月 日	<p style="text-align: center;">第7号様式</p> <div style="text-align: center;"> <h3>栓 番 図 表</h3> <p>横廊下式建築物</p> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 栓番は室番号と同順序に決定していくこと。</li> <li>2. 栓番は矢印の方向に決定していくこと。</li> </ol> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>階 段 式</h3> <p>注</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 縦階段方式または中間に横廊下が有るものについても同じとする。</li> <li>2. 栓番は階段に沿って決定していくこと。</li> </ol> </div> <div style="text-align: center;"> <h3>A・Bの詳細図</h3> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>室 番 号</td><td>201</td></tr> <tr><td>水 栓 番 号</td><td>階 23458 横 23463</td></tr> <tr><td>使 用 者 名</td><td>山 田 太 郎</td></tr> <tr><td>量 水 器 番 号</td><td>階 4632 横 4637</td></tr> <tr><td>指 針</td><td>1</td></tr> <tr><td>口 径 規 限 満 了</td><td>φ13 平成28年2月 日</td></tr> <tr><td>室 番 号</td><td>101</td></tr> <tr><td>水 栓 番 号</td><td>階 23456 横 23456</td></tr> <tr><td>使 用 者 名</td><td>鈴 木 花 子</td></tr> <tr><td>量 水 器 番 号</td><td>階 4630 横 4630</td></tr> <tr><td>指 針</td><td>2</td></tr> <tr><td>口 径 規 限 満 了</td><td>φ13 平成 年 月 日</td></tr> </table> <p>注</p> <p>できる限り量水器番号も栓番と同じよう取付けること。</p> </div>	室 番 号	201	水 栓 番 号	階 23458 横 23463	使 用 者 名	山 田 太 郎	量 水 器 番 号	階 4632 横 4637	指 針	1	口 径 規 限 満 了	φ13 平成28年2月 日	室 番 号	101	水 栓 番 号	階 23456 横 23456	使 用 者 名	鈴 木 花 子	量 水 器 番 号	階 4630 横 4630	指 針	2	口 径 規 限 満 了	φ13 平成 年 月 日	<p style="text-align: center;">(IV- 9 - 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元号の削除及び年月の削除</li> <li>・ 元号の削除</li> </ul>
室 番 号	201																																																	
水 栓 番 号	階 23458 横 23463																																																	
使 用 者 名	山 田 太 郎																																																	
量 水 器 番 号	階 4632 横 4637																																																	
指 針	1																																																	
口 径 規 限 満 了	φ13 年 月 日																																																	
室 番 号	101																																																	
水 栓 番 号	階 23456 横 23456																																																	
使 用 者 名	鈴 木 花 子																																																	
量 水 器 番 号	階 4630 横 4630																																																	
指 針	2																																																	
口 径 規 限 満 了	φ13 年 月 日																																																	
室 番 号	201																																																	
水 栓 番 号	階 23458 横 23463																																																	
使 用 者 名	山 田 太 郎																																																	
量 水 器 番 号	階 4632 横 4637																																																	
指 針	1																																																	
口 径 規 限 満 了	φ13 平成28年2月 日																																																	
室 番 号	101																																																	
水 栓 番 号	階 23456 横 23456																																																	
使 用 者 名	鈴 木 花 子																																																	
量 水 器 番 号	階 4630 横 4630																																																	
指 針	2																																																	
口 径 規 限 満 了	φ13 平成 年 月 日																																																	

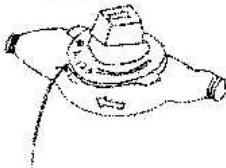
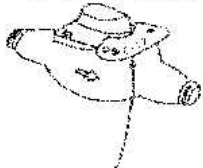
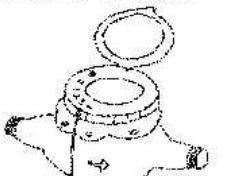
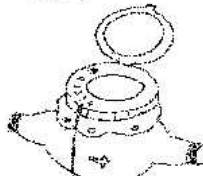

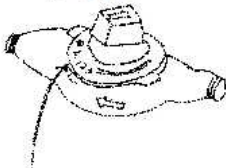
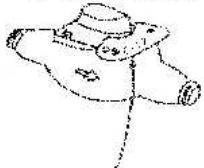
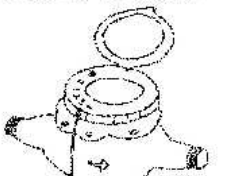
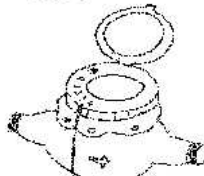

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																				
<div style="text-align: center;"> <p>第 8 号様式</p> <p>受水槽以下装置の施設管理人選任（変更）届</p> <p>年 月 日</p> <p><u>千葉県企業局長</u> 様</p> <p>住所 届出者 ふりがな 氏 名 電話番号</p> <p>次のとおり施設管理人を選任（変更）しましたのでお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">装置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設管理人</td> <td style="text-align: center;">種 号室</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="text-align: center;">電話番号（ ）</td> </tr> <tr> <td>親メーターの 水 栓 番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。</p> </div>	装置場所		建物名称		施設管理人	種 号室	氏 名	電話番号（ ）	親メーターの 水 栓 番 号		<div style="text-align: center;"> <p>第 8 号様式</p> <p>受水槽以下装置の施設管理人選任（変更）届</p> <p>年 月 日</p> <p><u>千葉県水道局長</u> 様</p> <p>住所 届出者 ふりがな 氏 名 電話番号</p> <p>次のとおり施設管理人を選任（変更）しましたのでお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">装置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設管理人</td> <td style="text-align: center;">種 号室</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td style="text-align: center;">電話番号（ ）</td> </tr> <tr> <td>親メーターの 水 栓 番 号</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。</p> </div>	装置場所		建物名称		施設管理人	種 号室	氏 名	電話番号（ ）	親メーターの 水 栓 番 号		<p>(IV- 9 - 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う局長名の変更</li> </ul>
装置場所																						
建物名称																						
施設管理人	種 号室																					
氏 名	電話番号（ ）																					
親メーターの 水 栓 番 号																						
装置場所																						
建物名称																						
施設管理人	種 号室																					
氏 名	電話番号（ ）																					
親メーターの 水 栓 番 号																						

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																								
<div style="text-align: center;">第 9 号様式</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">所 有 者 変 更 届</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">千葉県企業局長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出者 ふりがな 氏 名 電 話</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>受水槽以下装置の所有者を次のとおり変更しますのでお届けします。 なお、この装置が下記の条件を了解したうえで設置されたものであることを譲受人に引き継いでいることを併せてお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>装置場所</td><td></td></tr> <tr><td>水栓番号</td><td></td></tr> <tr><td>譲受人</td><td>住所</td></tr> <tr><td></td><td>氏名</td></tr> <tr><td>譲渡人</td><td>住所</td></tr> <tr><td></td><td>氏名</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">条 件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。 なお、受水槽以下装置に隔測水量器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。</li> <li>2 受水槽以下装置の所有者は、受水槽以下装置の維持管理及び当局との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、局長に届け出なければならない。</li> <li>3 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届け出なければならない。 なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。</li> <li>4 千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他の関係要綱等を遵守すること。</li> </ol> </div>	装置場所		水栓番号		譲受人	住所		氏名	譲渡人	住所		氏名	<div style="text-align: center;">第 9 号様式</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">所 有 者 変 更 届</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> <div style="margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">千葉県水道局長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出者 ふりがな 氏 名 電 話</p> </div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>受水槽以下装置の所有者を次のとおり変更しますのでお届けします。 なお、この装置が下記の条件を了解したうえで設置されたものであることを譲受人に引き継いでいることを併せてお届けします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td>装置場所</td><td></td></tr> <tr><td>水栓番号</td><td></td></tr> <tr><td>譲受人</td><td>住所</td></tr> <tr><td></td><td>氏名</td></tr> <tr><td>譲渡人</td><td>住所</td></tr> <tr><td></td><td>氏名</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">条 件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 受水槽以下装置に量水器を設置した所有者又は使用者は、当該装置の維持管理を適正に行うこと。 なお、受水槽以下装置に隔測水量器を設置した所有者は、工事完成後、別に定める「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」に基づき適正に管理すること。</li> <li>2 受水槽以下装置の所有者は、受水槽以下装置の維持管理及び当局との連絡事務を行うため、施設管理人を選任し、局長に届け出なければならない。</li> <li>3 受水槽内の清掃を行う場合には、当該住宅の所有者又は施設管理人は「受水槽内の清掃に要する使用水量の認定申請書」により局長に届け出なければならない。 なお、受水槽内の清掃に要する使用水量は局長が認定した水量とし、その料金は当該住宅の所有者又は施設管理人の負担とする。</li> <li>4 千葉県水道事業給水条例、同施行規程及びその他の関係要綱等を遵守すること。</li> </ol> </div>	装置場所		水栓番号		譲受人	住所		氏名	譲渡人	住所		氏名	<div style="text-align: center;">改正内容</div> <div style="margin-top: 20px;"> <p>(IV- 9 - 12)</p> <p>・組織統合に伴う局長名の変更</p> </div>
装置場所																										
水栓番号																										
譲受人	住所																									
	氏名																									
譲渡人	住所																									
	氏名																									
装置場所																										
水栓番号																										
譲受人	住所																									
	氏名																									
譲渡人	住所																									
	氏名																									

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>受水槽以下装置に設置する量水器の設置基準 直読式量水器装置の設置基準 (略) 隔測量水器装置の設置基準 ～ 別図一① (略)</p> <p><b>別図一②</b> 量水器番号の記入位置</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A・Bタイプ</p>  <p>プラスチック台座の流出側に記入する。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>C・Dタイプ (13耗)</p>  <p>台座を付けて量水器番号を記入する。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>C・Dタイプ (20耗以上)</p>  <p>蓋の表及びプラスチック台座に記入する。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Eタイプ</p>  <p>上ケース又はプラスチック台座に記入する。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>量水器番号の記入例</p>  <p>水運マーク 量水器番号</p> </div> <p>別図一③～⑥ (略)</p>	<p>受水槽以下装置に設置する量水器の設置基準 直読式量水器装置の設置基準 (略) 隔測量水器装置の設置基準 ～ 別図一① (略)</p> <p><b>別図一②</b> 量水器番号の記入位置</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>A・Bタイプ</p>  <p>プラスチック台座の流出側に記入する。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>C・Dタイプ (13耗)</p>  <p>台座を付けて量水器番号を記入する。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>C・Dタイプ (20耗以上)</p>  <p>蓋の表及びプラスチック台座に記入する。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Eタイプ</p>  <p>上ケース又はプラスチック台座に記入する。</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>量水器番号の記入例</p>  <p>黒水マーク 量水器番号</p> </div> <p>別図一③～⑥ (略)</p>	<p>(IV- 10 - 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>「受水槽以下装置の維持管理契約書」 第1条～第9条（略） この契約の証として、契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>甲 住所 千葉市花見川区幕張町 5-417-24 氏名 千葉県 <u>千葉県企業局長</u> 印</p> <p>乙 住所 氏名 印</p> <p>「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」 第1条～第9条（略） この協定の証として、契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>甲 住所 千葉市花見川区幕張町 5-417-24 氏名 千葉県 <u>千葉県企業局長</u> 印</p> <p>乙 住所 氏名 印</p>	<p>「受水槽以下装置の維持管理契約書」 第1条～第9条（略） この契約の証として、契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>甲 住所 千葉市花見川区幕張町 5-417-24 氏名 千葉県 <u>千葉県水道局長</u> 印</p> <p>乙 住所 氏名 印</p> <p>「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」 第1条～第9条（略） この協定の証として、契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保有する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>甲 住所 千葉市花見川区幕張町 5-417-24 氏名 千葉県 <u>千葉県水道局長</u> 印</p> <p>乙 住所 氏名 印</p>	<p>(IV- 10 - 15) ・組織統合に伴う局長名の変更</p> <p>(IV- 10 - 19) ・組織統合に伴う局長名の変更</p>

# 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>参考</p> <p>高架水槽</p> <p>端子ボックス</p> <p>記憶装置付メータ</p> <p>縦引き配管</p> <p>4 F</p> <p>3 F</p> <p>2 F</p> <p>1 F</p> <p>中継端子ボックス</p> <p>集中パネル盤</p> <p>AC 100V</p> <p>横引き配線</p> <p>—— 申請者の財産部分</p> <p>— 千葉県企業局の財産部分</p> <p>- - - 配管</p>	<p>参考</p> <p>高架水槽</p> <p>端子ボックス</p> <p>記憶装置付メータ</p> <p>縦引き配管</p> <p>4 F</p> <p>3 F</p> <p>2 F</p> <p>1 F</p> <p>中継端子ボックス</p> <p>集中パネル盤</p> <p>AC 100V</p> <p>横引き配線</p> <p>—— 申請者の財産部分</p> <p>— 水道局の財産部分</p> <p>- - - 配管</p>	<p>(IV- 10 - 20)</p> <p>・組織統合に伴う組織名称の変更</p>

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																				
<div style="text-align: center;"> <p>受水槽以下装置の 定期 特別 保守点検報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県企業局長 様</p> <p>施設管理人 住 所 氏 名 印 〔施設管理人が個人である場合は、施設管理人の押印を省略することができる。〕</p> <p>保守点検業者 住 所 氏 名 印</p> <p>「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」第4条第1項による保守点検を下記のとおり行いましたので報告します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保守点検年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水栓番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守点検内容</td> <td>異状なし、異状あり（裏面のとおり）</td> </tr> </table> </div> <p>定期 特別 保守点検内容 (略)</p>	保守点検年月日		設置年月日		建物の名称		水栓番号		保守点検内容	異状なし、異状あり（裏面のとおり）	<div style="text-align: center;"> <p>受水槽以下装置の 定期 特別 保守点検報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県水道局長 様</p> <p>施設管理人 住 所 氏 名 印 〔施設管理人が個人である場合は、施設管理人の押印を省略することができる。〕</p> <p>保守点検業者 住 所 氏 名 印</p> <p>「受水槽以下装置の維持管理契約書」又は「受水槽以下装置の維持管理に関する協定書」第4条第1項による保守点検を下記のとおり行いましたので報告します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>保守点検年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水栓番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保守点検内容</td> <td>異状なし、異状あり（裏面のとおり）</td> </tr> </table> </div> <p>定期 特別 保守点検内容 (略)</p>	保守点検年月日		設置年月日		建物の名称		水栓番号		保守点検内容	異状なし、異状あり（裏面のとおり）	<p>(IV- 10 - 21)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組織統合に伴う局長名の変更</li> </ul>
保守点検年月日																						
設置年月日																						
建物の名称																						
水栓番号																						
保守点検内容	異状なし、異状あり（裏面のとおり）																					
保守点検年月日																						
設置年月日																						
建物の名称																						
水栓番号																						
保守点検内容	異状なし、異状あり（裏面のとおり）																					



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>参考図 (略)</p> <p>貯水槽水道取扱要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 基本方針</p> <p><u>千葉県企業局</u>は、水道水を供給する立場としての関与であることから、この要綱の目的を達成するため、直接指導等を行う各市の<u>担当課(環境・衛生)</u>と密接な連携を図るとともに、設置者への指導を行うものとする。</p> <p>3. 関係法令 (略)</p> <p>4. 用語の定義</p> <p>この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。</p> <p>(2)「設置者」とは、貯水槽水道を所有する者、並びに貯水槽水道の維持管理に関する全ての権限を委任された管理会社、管理組合及び自治会等をいう。</p> <p>(3)「利用者」とは、<u>千葉県企業局</u>と給水契約を締結している者、又は<u>千葉県企業局</u>と給水契約を締結した設置者から、契約等に基づき給水を受けている者をいう。</p> <p>(4)「水槽」とは、受水槽、高置水槽等をいう。</p> <p>5. 指導、助言、勧告の位置付け</p> <p>給水条例第22条の2に規定する指導、助言及び勧告の位置付けは、次のとおりとする。</p> <p>(1)「指導」とは、貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理の充実について理解を得るようすることをいう。</p> <p>(2)「助言」とは、指導を行ったにもかかわらず、貯水槽</p>	<p>参考図 (略)</p> <p>貯水槽水道取扱要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 基本方針</p> <p><u>水道局</u>は、水道水を供給する立場としての関与であることから、この要綱の目的を達成するため、直接指導等を行う各市の<u>衛生部局</u>と密接な連携を図るとともに、設置者への指導を行うものとする。</p> <p>3. 関係法令 (略)</p> <p>4. 用語の定義</p> <p>この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>(1)「貯水槽水道」とは、水道法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。</p> <p>(2)「設置者」とは、貯水槽水道を所有する者、並びに貯水槽水道の維持管理に関する全ての権限を委任された管理会社、管理組合及び自治会等をいう。</p> <p>(3)「利用者」とは、<u>水道局</u>と給水契約を締結している者、又は<u>水道局</u>と給水契約を締結した設置者から、契約等に基づき給水を受けている者をいう。</p> <p>(4)「水槽」とは、受水槽、高置水槽等をいう。</p> <p>5. 指導、助言、勧告の位置付け</p> <p>給水条例第22条の2に規定する指導、助言及び勧告の位置付けは、次のとおりとする。</p> <p>(1)「指導」とは、貯水槽水道の設置者に対して、定期的な清掃等、管理の充実について理解を得るようすることをいう。</p> <p>(2)「助言」とは、指導を行ったにもかかわらず、貯水槽</p>	<p>(IV-11-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li>   <li>・現行の所管部署への変更</li>   <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>水道の設置者が十分な管理を行っていない場合は、問題になる事項を説明し、再度管理の充実について理解を得るようにすることをいう。</p> <p>(3)「勧告」とは、再三の指導、助言にもかかわらず、改善が見られない場合、<u>千葉県企業局</u>の最終手段として理解を得るようにすることをいう。</p> <p>6. ～ 9. (略)</p> <p>10. 不適切な管理への対応</p> <p>(1) 立入調査により、不適切な管理が認められた場合は、利用者に対し通知するとともに、給水条例第22条の2の規定により、設置者に対し指導、助言及び勧告を行うものとする。</p> <p>ただし、設置者に対する指導及び助言は、原則として口頭で行い、勧告は文書(第2号様式)で行うものとする。</p> <p>また、所管する各市の<u>担当課(環境・衛生)</u>に対しても管理状況について速やかに通知(第3号様式)するものとする。</p> <p>(2) 立入調査により、供給する水が汚染されていると認められた場合は、利用者に対し必要な情報提供を行うと共に、設置者に対して水道法及び条例等に基づき適切な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>また、所管する各市の<u>担当課(環境・衛生)</u>に対して</p>	<p>水道の設置者が十分な管理を行っていない場合は、問題になる事項を説明し、再度管理の充実について理解を得るようにすることをいう。</p> <p>(3)「勧告」とは、再三の指導、助言にもかかわらず、改善が見られない場合、<u>水道局</u>の最終手段として理解を得るようにすることをいう。</p> <p>6. ～ 9. (略)</p> <p>10. 不適切な管理への対応</p> <p>(1) 立入調査により、不適切な管理が認められた場合は、利用者に対し通知するとともに、給水条例第22条の2の規定により、設置者に対し指導、助言及び勧告を行うものとする。</p> <p>ただし、設置者に対する指導及び助言は、原則として口頭で行い、勧告は文書(第2号様式)で行うものとする。</p> <p>また、所管する各市の<u>衛生部局</u>に対しても管理状況について速やかに通知(第3号様式)するものとする。</p> <p>(2) 立入調査により、供給する水が汚染されていると認められた場合は、利用者に対し必要な情報提供を行うと共に、設置者に対して水道法及び条例等に基づき適切な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>また、所管する各市の<u>衛生部局</u>に対しても直ちに状況を通知(第3号様式)するものとする。</p>	<p>(IV-11-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li> </ul> <p>(IV-11-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の所管部署への変更</li> <li>・現行の所管部署への変更</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>も直ちに状況を知（第3号様式）するものとする。</p> <p>1 1. 設置状況等記録の保存</p> <p>受水槽及び高置水槽の設置状況並びに利用者、設置者及び各市の<u>担当課（環境・衛生）</u>への通知等の履歴は、給水装置情報管理システムへ入力を行うことにより記録を保存する。</p> <p>1 2. (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>1 1. 設置状況等記録の保存</p> <p>受水槽及び高置水槽の設置状況並びに利用者、設置者及び各市の<u>衛生部局</u>への通知等の履歴は、給水装置情報管理システムへ入力を行うことにより記録を保存する。</p> <p>1 2. (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(IV-11-4)</p> <p>・現行の所管部署への変更</p> <p>・附則に施行期日を追加</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容								
<div style="text-align: center;">第1号様式</div> <div style="text-align: center;">貯水槽水道検査結果通知書</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     第 号                      年 月 日                 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="color: red;">千葉県企業局</span> 水道事務所長                 </div> <p>年 月 日付けで、別紙（貯水槽水道水質検査請求書）のとおりに                  請求のありました水質検査は、下記のとおりでありましたので通知いたします。                  この結果については、設置者（管理責任者等）及び〇〇市の<span style="color: red;">担当課（環境・衛生）</span>                  へ通知したところでありますが、お客様からも設置者の方へ連絡をお願い                  いたします。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</div> <div style="margin-top: 10px;">                     1. 設置状況                     <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置場所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>親水栓番号</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;">                     2. 水質検査等の結果                     <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> </div>	設置場所		親水栓番号		<div style="text-align: center;">第1号様式</div> <div style="text-align: center;">貯水槽水道検査結果通知書</div> <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">                     第 号                      年 月 日                 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="color: red;">千葉県水道局</span> 水道事務所長                 </div> <p>年 月 日付けで、別紙（貯水槽水道水質検査請求書）のとおりに                  請求のありました水質検査は、下記のとおりでありましたので通知いたします。                  この結果については、設置者（管理責任者等）及び〇〇市の<span style="color: red;">衛生部局</span>へ通知し                  たところでありますが、お客様からも設置者の方へ連絡をお願いいたします。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</div> <div style="margin-top: 10px;">                     1. 設置状況                     <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">設置場所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td>親水栓番号</td> <td></td> </tr> </table> </div> <div style="margin-top: 10px;">                     2. 水質検査等の結果                     <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> </div>	設置場所		親水栓番号		<p>(IV-11-5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li>            <li>・現行の所管部署への変更</li> </ul>
設置場所										
親水栓番号										
設置場所										
親水栓番号										

## 新旧対照表

新	旧	改正内容								
<div style="text-align: center;"> <p>第2号様式</p> <p>貯水槽水道改善勧告書</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p style="color: red;">千葉県企業局</p> <p>水道事務所長</p> <p>貴貯水槽水道の利用者から水質検査の請求があり、水質検査を行ったところ異常がみとめられ、再三通知したところであるが、下記のとおり改善がみられないことから、早急に処置するよう勧告する。</p> <p>なお、この結果については、〇〇市の<u>担当課（環境・衛生）</u>へ通知したことを申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親水栓番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 水質検査等の結果</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>3. 改善内容</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </div>	設置場所		親水栓番号		<div style="text-align: center;"> <p>第2号様式</p> <p>貯水槽水道改善勧告書</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p style="color: red;">千葉県水道局</p> <p>水道事務所長</p> <p>貴貯水槽水道の利用者から水質検査の請求があり、水質検査を行ったところ異常がみとめられ、再三通知したところであるが、下記のとおり改善がみられないことから、早急に処置するよう勧告する。</p> <p>なお、この結果については、〇〇市の<u>衛生部局</u>へ通知したことを申し添える。</p> <p>記</p> <p>1. 設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>親水栓番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 水質検査等の結果</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> <p>3. 改善内容</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </div>	設置場所		親水栓番号		<p>(IV-11-6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li>   <li>・現行の所管部署への変更</li> </ul>
設置場所										
親水栓番号										
設置場所										
親水栓番号										

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第3号様式</p> <p style="text-align: center;">貯水槽水道検査結果通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right; color: red;">千葉県企業局</p> <p style="text-align: right;">水道事務所長 (公印省略)</p> <p>立入調査した結果、下記のとおり不適切な管理が認められたことから、設置者に対し指導（助言・勧告）を行ったので、通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">設置場所</td><td></td></tr> <tr><td>親水栓番号</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">設置者</td><td>住所</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td rowspan="2">管理会社</td><td>住所</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> </table> <p>2. 水質検査等の結果</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </div>	設置場所		親水栓番号		設置者	住所	氏名	管理会社	住所	氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第3号様式</p> <p style="text-align: center;">貯水槽水道検査結果通知書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right; color: red;">千葉県水道局</p> <p style="text-align: right;">水道事務所長 (公印省略)</p> <p>立入調査した結果、下記のとおり不適切な管理が認められたことから、設置者に対し指導（助言・勧告）を行ったので、通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 設置状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">設置場所</td><td></td></tr> <tr><td>親水栓番号</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">設置者</td><td>住所</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> <tr><td rowspan="2">管理会社</td><td>住所</td></tr> <tr><td>氏名</td></tr> </table> <p>2. 水質検査等の結果</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> </div>	設置場所		親水栓番号		設置者	住所	氏名	管理会社	住所	氏名	<p>(IV-11-7)</p> <p>・組織統合に伴う組織名称の変更</p>
設置場所																						
親水栓番号																						
設置者	住所																					
	氏名																					
管理会社	住所																					
	氏名																					
設置場所																						
親水栓番号																						
設置者	住所																					
	氏名																					
管理会社	住所																					
	氏名																					







## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>取扱要綱第11項に定める給水装置情報管理システムへ入力する内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各市の<u>担当課(環境・衛生)</u>からの指導結果等の報告を受けた場合は、受付年月日と処理状況等とする。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>9. 事務処理</p> <p>(1) 廃止及び設置数の変更が生じた場合は、4半期毎に一覧表を作成して<u>各市の担当課(環境・衛生)</u>へ提出するものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この取扱いは、平成15年4月1日より施行する</p> <p>2 要綱の廃止 水業第340号「簡易専用水道の規制に伴う給水施設の実態調査について」(通知)</p> <p>附則 この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附則</u> <u>この実施細目は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>取扱要綱第11項に定める給水装置情報管理システムへ入力する内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 各市の<u>衛生部局</u>からの指導結果等の報告を受けた場合は、受付年月日と処理状況等とする。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>9. 事務処理</p> <p>(1) 廃止及び設置数の変更が生じた場合は、4半期毎に一覧表を作成して<u>保健所</u>へ提出するものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 この取扱いは、平成15年4月1日より施行する</p> <p>2 要綱の廃止 水業第340号「簡易専用水道の規制に伴う給水施設の実態調査について」(通知)</p> <p>附則 この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。</p> <p>附則 この実施細目は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(IV-12-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の所管部署への変更</li> <li>・現行の所管部署への変更</li> </ul> <p>(IV-12-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附則に施行期日を追加</li> </ul>





## 新旧対照表

新	旧	改正内容																																												
<p style="text-align: center;">第 2 号様式</p> <p style="text-align: center;">土地等への立入調査について</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;"><span style="color: red;">千葉県企業局</span> 水道事務所長</p> <p>利用者からの請求に基づき、 年 月 日に行った水質検査は、下記のとおりであることから、水槽内の水質を確認するため、設置者（管理者責任者等）へ土地又は建物に立入ることについてお願いしたところ、承諾を得ることができませんでした。ついては、〇〇〇〇〇でも対応していただきたく通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1. 設置状況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">設置場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">親水栓番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設置者</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理会社</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>2. 水質検査等の結果</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	設置場所				親水栓番号				設置者	住所			氏名	電話番号		管理会社	住所			氏名	電話番号		<p style="text-align: center;">第 2 号様式</p> <p style="text-align: center;">土地等への立入調査について</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;"><span style="color: red;">千葉県水道局</span> 水道事務所長</p> <p>利用者からの請求に基づき、 年 月 日に行った水質検査は、下記のとおりであることから、水槽内の水質を確認するため、設置者（管理者責任者等）へ土地又は建物に立入ることについてお願いしたところ、承諾を得ることができませんでした。ついては、〇〇〇〇〇でも対応していただきたく通知いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1. 設置状況</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">設置場所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">親水栓番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設置者</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理会社</td> <td>住所</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p><b>2. 水質検査等の結果</b></p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	設置場所				親水栓番号				設置者	住所			氏名	電話番号		管理会社	住所			氏名	電話番号		<p style="text-align: center;">(IV-12-6)</p> <p>・組織統合に伴う組織名称の変更</p>
設置場所																																														
親水栓番号																																														
設置者	住所																																													
	氏名	電話番号																																												
管理会社	住所																																													
	氏名	電話番号																																												
設置場所																																														
親水栓番号																																														
設置者	住所																																													
	氏名	電話番号																																												
管理会社	住所																																													
	氏名	電話番号																																												

# 新旧対照表

新	旧	改正内容																																																																																																															
<p>第3号様式 (略)</p> <p>参考</p> <p style="text-align: center;">関係機関一覧表 <small>(平成30年12月1日時点)</small></p> <p>1 各市の担当課(環境・衛生)</p> <table border="1" data-bbox="257 507 862 810"> <thead> <tr> <th>市名</th> <th>担当課等</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市保健所環境衛生課</td> <td>043-238-9940</td> </tr> <tr> <td>船橋市</td> <td>船橋市保健所衛生指導課</td> <td>047-409-2598</td> </tr> <tr> <td>習志野市</td> <td>環境政策課</td> <td>047-451-1400</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市</td> <td>環境課</td> <td>047-445-1229</td> </tr> <tr> <td>市川市</td> <td>環境保全課</td> <td>047-334-1111</td> </tr> <tr> <td>浦安市</td> <td>健康増進課</td> <td>047-351-1111</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td>環境政策課</td> <td>047-366-7089</td> </tr> <tr> <td>成田市</td> <td>環境衛生課</td> <td>0476-20-1531</td> </tr> <tr> <td>印西市</td> <td>環境保全課</td> <td>0476-33-4495</td> </tr> <tr> <td>白井市</td> <td>環境課</td> <td>047-492-1111</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>保健福祉課</td> <td>0436-23-9813</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 厚生労働大臣の登録を受けた千葉県内の簡易専用水道検査機関</p> <table border="1" data-bbox="257 858 862 986"> <thead> <tr> <th>検査機関名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課</td> <td>千葉市中央区中央港 1-12-11</td> <td>043-203-1066</td> </tr> <tr> <td>(一財)千葉県環境財団</td> <td>千葉市中央区中央港 1-11-1</td> <td>043-246-2078 (代)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 厚生労働大臣の登録を受けた千葉県内の貯水槽清掃作業従事者研修の登録機関</p> <table border="1" data-bbox="257 1034 862 1161"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)千葉県ビルメンテナンス協会</td> <td>千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館</td> <td>043-238-1156</td> </tr> <tr> <td>千葉県水道管工事協同組合</td> <td>千葉市中央区中央港 2-5-14</td> <td>043-247-7373</td> </tr> </tbody> </table>	市名	担当課等	電話番号	千葉市	千葉市保健所環境衛生課	043-238-9940	船橋市	船橋市保健所衛生指導課	047-409-2598	習志野市	環境政策課	047-451-1400	鎌ヶ谷市	環境課	047-445-1229	市川市	環境保全課	047-334-1111	浦安市	健康増進課	047-351-1111	松戸市	環境政策課	047-366-7089	成田市	環境衛生課	0476-20-1531	印西市	環境保全課	0476-33-4495	白井市	環境課	047-492-1111	市原市	保健福祉課	0436-23-9813	検査機関名	住所	電話番号	(一財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066	(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078 (代)	団体名	住所	電話番号	(一社)千葉県ビルメンテナンス協会	千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館	043-238-1156	千葉県水道管工事協同組合	千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-7373	<p>第3号様式 (略)</p> <p>参考</p> <p style="text-align: center;">関係機関一覧表 <small>(平成28年4月1日時点)</small></p> <p>1 各市の衛生部局担当課</p> <table border="1" data-bbox="1097 507 1702 810"> <thead> <tr> <th>市名</th> <th>担当課等</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td>千葉市保健所環境衛生課</td> <td>043-238-9940</td> </tr> <tr> <td>船橋市</td> <td>船橋市保健所</td> <td>047-409-2598</td> </tr> <tr> <td>習志野市</td> <td>環境保全課</td> <td>047-451-1400</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市</td> <td>環境課</td> <td>047-445-1141</td> </tr> <tr> <td>市川市</td> <td>環境保全課</td> <td>047-704-0254</td> </tr> <tr> <td>浦安市</td> <td>健康増進課</td> <td>047-351-1111</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td>環境政策課</td> <td>047-366-7089</td> </tr> <tr> <td>成田市</td> <td>環境衛生課</td> <td>047-620-1531</td> </tr> <tr> <td>印西市</td> <td>環境保全課</td> <td>047-642-5111</td> </tr> <tr> <td>白井市</td> <td>環境課</td> <td>047-492-1111</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>保健福祉課</td> <td>043-623-9768</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 水管検査機関</p> <table border="1" data-bbox="1097 858 1702 1034"> <thead> <tr> <th>検査機関名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課</td> <td>千葉市中央区中央港 1-12-11</td> <td>043-203-1066</td> </tr> <tr> <td>(財)千葉県環境財団</td> <td>千葉市中央区中央港 1-11-1</td> <td>043-246-2078 (代)</td> </tr> <tr> <td>(株)上総環境調査センター</td> <td>木更津市朝見 2-12</td> <td>0438-36-5001</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 建築物衛生法による貯水槽清掃業者の協会等一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1097 1082 1702 1209"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉県ビルメンテナンス協会</td> <td>千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館</td> <td>043-238-1156</td> </tr> <tr> <td>千葉県水道管工事協同組合</td> <td>千葉市中央区中央港 2-5-14</td> <td>043-247-7373</td> </tr> </tbody> </table>	市名	担当課等	電話番号	千葉市	千葉市保健所環境衛生課	043-238-9940	船橋市	船橋市保健所	047-409-2598	習志野市	環境保全課	047-451-1400	鎌ヶ谷市	環境課	047-445-1141	市川市	環境保全課	047-704-0254	浦安市	健康増進課	047-351-1111	松戸市	環境政策課	047-366-7089	成田市	環境衛生課	047-620-1531	印西市	環境保全課	047-642-5111	白井市	環境課	047-492-1111	市原市	保健福祉課	043-623-9768	検査機関名	住所	電話番号	(財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066	(財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078 (代)	(株)上総環境調査センター	木更津市朝見 2-12	0438-36-5001	団体名	住所	電話番号	千葉県ビルメンテナンス協会	千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館	043-238-1156	千葉県水道管工事協同組合	千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-7373	<p>(IV-12-8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の担当課名及び連絡先等を最新の情報に変更</li> </ul>
市名	担当課等	電話番号																																																																																																															
千葉市	千葉市保健所環境衛生課	043-238-9940																																																																																																															
船橋市	船橋市保健所衛生指導課	047-409-2598																																																																																																															
習志野市	環境政策課	047-451-1400																																																																																																															
鎌ヶ谷市	環境課	047-445-1229																																																																																																															
市川市	環境保全課	047-334-1111																																																																																																															
浦安市	健康増進課	047-351-1111																																																																																																															
松戸市	環境政策課	047-366-7089																																																																																																															
成田市	環境衛生課	0476-20-1531																																																																																																															
印西市	環境保全課	0476-33-4495																																																																																																															
白井市	環境課	047-492-1111																																																																																																															
市原市	保健福祉課	0436-23-9813																																																																																																															
検査機関名	住所	電話番号																																																																																																															
(一財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066																																																																																																															
(一財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078 (代)																																																																																																															
団体名	住所	電話番号																																																																																																															
(一社)千葉県ビルメンテナンス協会	千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館	043-238-1156																																																																																																															
千葉県水道管工事協同組合	千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-7373																																																																																																															
市名	担当課等	電話番号																																																																																																															
千葉市	千葉市保健所環境衛生課	043-238-9940																																																																																																															
船橋市	船橋市保健所	047-409-2598																																																																																																															
習志野市	環境保全課	047-451-1400																																																																																																															
鎌ヶ谷市	環境課	047-445-1141																																																																																																															
市川市	環境保全課	047-704-0254																																																																																																															
浦安市	健康増進課	047-351-1111																																																																																																															
松戸市	環境政策課	047-366-7089																																																																																																															
成田市	環境衛生課	047-620-1531																																																																																																															
印西市	環境保全課	047-642-5111																																																																																																															
白井市	環境課	047-492-1111																																																																																																															
市原市	保健福祉課	043-623-9768																																																																																																															
検査機関名	住所	電話番号																																																																																																															
(財)千葉県薬剤師会検査センター 簡易専用水道検査課	千葉市中央区中央港 1-12-11	043-203-1066																																																																																																															
(財)千葉県環境財団	千葉市中央区中央港 1-11-1	043-246-2078 (代)																																																																																																															
(株)上総環境調査センター	木更津市朝見 2-12	0438-36-5001																																																																																																															
団体名	住所	電話番号																																																																																																															
千葉県ビルメンテナンス協会	千葉市中央区登戸 1-24-1ビルメン会館	043-238-1156																																																																																																															
千葉県水道管工事協同組合	千葉市中央区中央港 2-5-14	043-247-7373																																																																																																															

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準 1 ～ 5 (略)</p> <p><u>附則</u> この取扱基準は、平成25年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>この取扱基準は、平成31年4月1日から適用する。</u></p>	<p>受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準 1 ～ 5 (略)</p> <p>この取扱基準は、平成25年4月1日から適用する。</p>	<p>(IV-13-2)</p> <p>・附則に施行期日を追加</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容																
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">非常用給水栓使用届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>千葉県企業局長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、次のとおり災害時に使用しましたので、お届けいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">水栓番号(親)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分から 月 日 時 分まで</td> </tr> </table> </div>	水栓番号(親)		設置場所		建物名称		使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">非常用給水栓使用届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"><u>千葉県水道局長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">個人が届け出る場合は、届出者の押印を省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、次のとおり災害時に使用しましたので、お届けいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">水栓番号(親)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建物名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用日時</td> <td style="text-align: center;">月 日 時 分から 月 日 時 分まで</td> </tr> </table> </div>	水栓番号(親)		設置場所		建物名称		使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで	<p style="text-align: center;">(IV-13-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う局長名の変更</li> </ul>
水栓番号(親)																		
設置場所																		
建物名称																		
使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで																	
水栓番号(親)																		
設置場所																		
建物名称																		
使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで																	

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<div style="text-align: center;">誓 約 書</div> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>千葉県企業局長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ④ 個人が誓約する場合は、誓約者の氏名を自書することにより、押印を省略することができます。</p> <p>災害時の飲料水を確保する目的で受水槽へ非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を遵守するとともに、万一目的以外で封印を切った場合は、貴局の如何なる処置に対しても申立てをしないことを誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請場所 市 町 丁目 番 号</p> <p>2 誓約事項</p> <p>(1) 非常用給水栓は、災害等により当局から水が供給されない場合、災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合のみ使用します。</p> <p>(2) 非常用給水栓には、通常時に容易に使用することが出来ないように蛇口部分に封印を施すものとし、責任者を定め、適正に管理及び点検をします。</p> <p>(3) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とします。</p> <p>(4) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とします。</p> <p>(5) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示します。</p> <p>(6) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、使用日時を報告します。</p>	<div style="text-align: center;">誓 約 書</div> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>千葉県水道局長</u> 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ④ 個人が誓約する場合は、誓約者の氏名を自書することにより、押印を省略することができます。</p> <p>災害時の飲料水を確保する目的で受水槽へ非常用給水栓を設置するにあたり、下記事項を遵守するとともに、万一目的以外で封印を切った場合は、貴局の如何なる処置に対しても申立てをしないことを誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 申請場所 市 町 丁目 番 号</p> <p>2 誓約事項</p> <p>(1) 非常用給水栓は、災害等により当局から水が供給されない場合、災害等によりポンプ施設が停止して給水されない場合のみ使用します。</p> <p>(2) 非常用給水栓には、通常時に容易に使用することが出来ないように蛇口部分に封印を施すものとし、責任者を定め、適正に管理及び点検をします。</p> <p>(3) 非常用給水栓は、口径φ20mm以下とします。</p> <p>(4) 非常用給水栓の取出し位置は、受水槽有効容量の最低水位より高い位置とします。</p> <p>(5) 住民への周知方法として、「災害時の使用に限定」のプレートを掲示します。</p> <p>(6) 災害時に非常用給水栓を使用したときは、使用日時を報告します。</p>	<p>(IV-13-4)</p> <p>・組織統合に伴う局長名の変更</p>



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>雑用水の利用促進に関する指導要綱 第1条（略） <u>（県及び建築主の責務）</u></p> <p>第2条 <u>県は、第1条の目的を達成するため、建築主と協力し、雑用水利用の促進に努めるものとする。</u> <u>2 建築主は、雑用水利用の導入等、水の有効利用及び節水に努めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>（1）雑用水</u> 人の飲用その他これに類する用途以外の用途に供される水をいう。</p> <p><u>（2）雑用水利用</u> 建築物からの排水（以下「汚水」という。）を再生処理し又は雨水を貯留して雑用水として利用することをいう。</p> <p><u>（3）雑用水利用施設</u> 雑用水利用に係る水処理施設及び雨水集水施設並びに付帯する設備（配管類、ポンプ等）をいう。</p> <p><u>（4）計画一日平均使用水量</u> 当該建築物における上</p>	<p>雑用水の利用促進に関する指導要綱 第1条（略） <u>（建築主の責務）</u></p> <p>第2条 <u>建築主は、雑用水利用の導入等、水の有効利用及び節水に努めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p><u>一</u>雑用水 人の飲用その他これに類する用途以外の用途に供される水をいう。</p> <p><u>二</u>雑用水利用 建築物からの排水（以下「汚水」という。）を再生処理し又は雨水を貯留して雑用水として利用することをいう。</p> <p><u>三</u>雑用水利用施設 雑用水利用に係る水処理施設及び雨水集水施設並びに付帯する設備（配管類、ポンプ等）をいう。</p> <p><u>四</u>計画一日平均使用水量 当該建築物における上水道（自家用井戸を含む）の計画</p>	<p>（IV-14-1）</p> <p>・現行の雑用水の利用促進に関する指導要綱の条文への変更</p>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>水道（自家用井戸を含む）の計画一日最大使用水量の8割で算定した水量をいう。</p> <p><u>(5)</u> 開発行為等</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第<u>12</u>号に規定する開発行為及び宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号，以下「宅地開発条例」という。）第2条第<u>1</u>号に規定する宅地開発事業等をいう。</p> <p>第4条（略） （対象建築物）</p> <p>第5条 この要綱の対象となる建築物は，住宅（住宅を含む複合用途建築物は，住宅部分をいう。）を除き次の各号に掲げるものとする。</p> <p><u>(1)</u> 汚水を公共下水道に接続・放流するものについては，計画一日平均使用水量が300m<sup>3</sup>以上のもの，又は建築延床面積が3万m<sup>2</sup>以上のもの</p>	<p>一日最大使用水量の8割で算定した水量をいう。</p> <p><u>五</u>開発行為等</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第<u>十二</u>号に規定する開発行為及び宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号，以下「宅地開発条例」という。）第2条第<u>三</u>号に規定する宅地開発事業等をいう。</p> <p>第4条（略） （対象建築物）</p> <p>第5条 この要綱の対象となる建築物は，住宅（住宅を含む複合用途建築物は，住宅部分をいう。）を除き次の各号に掲げるものとする。</p> <p><u>一</u> 汚水を公共下水道に接続・放流するものについては，計画一日平均使用水量が300m<sup>3</sup>以上のもの，又は建築延床面積が3万m<sup>2</sup>以上のもの</p>	

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><u>(2)</u> 汚水を個別に処理し、公共用水域に放流するものについては、計画一日平均使用水量が100m<sup>3</sup>以上のもの、又は建築延床面積が1万m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>第6条（略）</p> <p>（雑用水利用計画書に基づく指導助言）</p> <p>第7条 建築主は、当該建築物が第5条に規定する対象建築物に該当する場合は、次に掲げるときまでに、雑用水利用計画書（別記様式）<u>に基づいて県の指導助言を受けられる。</u></p> <p><u>(1)</u> 当該建築物の建築が開発行為等を伴う場合には、当該開発行為等について都市計画法第29条の規定による知事の許可又は宅地開発条例第7条の規定による知事の確認を受けるとき</p> <p><u>(2)</u> <u>(1)</u> 以外の場合には、当該建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認申請を提出するとき</p> <p>第8条（略）</p> <p>（雑用水利用施設の構造）</p> <p>第9条 雑用水利用施設を設置する場合の雑用水貯水槽は、雑用水の水量不足に備え、水道水の補給ができる構造のもの<u>が望ましい</u>。この場合において、雑用水貯水槽は、雑用水が水道水に混入しない構造とするもの</p>	<p><u>二</u> 汚水を個別に処理し、公共用水域に放流するものについては、計画一日平均使用水量が100m<sup>3</sup>以上のもの、又は建築延床面積が1万m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>第6条（略）</p> <p>（雑用水利用計画書の提出）</p> <p>第7条 建築主は、当該建築物が第5条に規定する対象建築物に該当する場合は、次に掲げるときまでに<u>県と協議の上</u>、雑用水利用計画書（別記様式）<u>を作成し、県に提出するものとする。</u></p> <p><u>一</u> 当該建築物の建築が開発行為等を伴う場合には、当該開発行為等について都市計画法第29条の規定による知事の許可又は宅地開発条例第7条の規定による知事の確認を受けるとき</p> <p><u>二</u> <u>一</u> 以外の場合には、当該建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による建築確認申請を提出するとき</p> <p>第8条（略）</p> <p>（雑用水利用施設の構造）</p> <p>第9条 雑用水利用施設を設置する場合の雑用水貯水槽は、雑用水の水量不足に備え、水道水の補給ができる構造のもの<u>とする</u>。この場合において、雑用水貯水槽は、雑用水が水道水に混入しない構造とするもの</p>	<p style="text-align: center;">(IV-14-2)</p> <p>・現行の雑用水の利用促進に関する指導要綱の条文への変更</p>



## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p><u>千葉県企業局</u>量水器共通仕様書</p> <p>1 適用範囲 本仕様書は、<u>千葉県企業局</u>（以下「当局」という。）が水道需要者の使用水量を計量するために使用する口径13mm から 300mm までの量水器に適用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 用語の定義 この仕様書に用いる用語は次のとおりとする。 なお、関係法令、J I S 等で「メーター」及び「メータ」とあるのは、この仕様書の「量水器」と同義である。</p> <p>(1)「新品」とは、上ケース及び下ケースを含む全ての部品に新品を利用して製造するものである。</p> <p>(2)「一部修理」とは、当局が引き渡す<u>堀上</u>量水器を分解し、上ケース及び下ケースを再利用し、その他の部品は新品を利用して製造するものである。</p> <p>(3)「全体修理」とは、当局が引き渡す<u>堀上</u>量水器を、新品量水器同様に再生するものである。</p> <p>(4)～(21) (略)</p> <p>4 ～ 6 (略)</p> <p>7 表示 量水器には、その見やすい箇所に見やすい大きさと容易に消えない方法で次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(1) 量水器ケースの表示項目</p>	<p><u>千葉県水道局</u>量水器共通仕様書</p> <p>1 適用範囲 本仕様書は、<u>千葉県水道局</u>（以下「当局」という。）が水道需要者の使用水量を計量するために使用する口径13mm から 300mm までの量水器に適用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 用語の定義 この仕様書に用いる用語は次のとおりとする。 なお、関係法令、J I S 等で「メーター」及び「メータ」とあるのは、この仕様書の「量水器」と同義である。</p> <p>(1)「新品」とは、上ケース及び下ケースを含む全ての部品に新品を利用して製造するものである。</p> <p>(2)「一部修理」とは、当局が引き渡す<u>堀上</u>量水器を分解し、上ケース及び下ケースを再利用し、その他の部品は新品を利用して製造するものである。</p> <p>(3)「全体修理」とは、当局が引き渡す<u>堀上</u>量水器を、新品量水器同様に再生するものである。</p> <p>(4)～(21) (略)</p> <p>4 ～ 6 (略)</p> <p>7 表示 量水器には、その見やすい箇所に見やすい大きさと容易に消えない方法で次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(1) 量水器ケースの表示項目</p>	<p>(IV-15-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織統合に伴う仕様書名称の変更</li> <li>・組織統合に伴う組織名称の変更</li> </ul> <p>(IV-15-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の誤りを修正</li> </ul>

## 新旧対照表

新	旧	改正内容
<p>① 上ケースに<u>水道マーク</u>及び量水器番号(当局の指示)を刻印する。</p> <p>② 上ケースに材質記号を鋳出し表示する。</p> <p>③ 下ケースに口径・鋳造年・材質記号・製造者記号・流れの方向を鋳出しする。</p> <p>④ 電磁式メーターは、ケースの上端に<u>水道マーク</u>及び量水器番号(当局の指示)を刻印するとともに、ケースの側面に口径・製造者記号・流れの方向を表示する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>8 ～ 9 (略)</p>	<p>① 上ケースに<u>県水マーク</u>及び量水器番号(当局の指示)を刻印する。</p> <p>② 上ケースに材質記号を鋳出し表示する。</p> <p>③ 下ケースに口径・鋳造年・材質記号・製造者記号・流れの方向を鋳出しする。</p> <p>④ 電磁式メーターは、ケースの上端に<u>県水マーク</u>及び量水器番号(当局の指示)を刻印するとともに、ケースの側面に口径・製造者記号・流れの方向を表示する。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>8 ～ 9 (略)</p>	<p>(IV-15-6)</p> <p>・千葉県水道事業収入証紙条例施行規程に合わせた名称の統一</p>